所属国会議員	氏名	岡の所住田所属国会議員	斎木武志	梅村聡	江崎孝	奥石東	稲の所住田所属国会議員	朋美	支部の数	数定条うち第二項に規定する支部の数	所属国会議員（なった所属国会議員でない）	氏名
民主党		民主党					公明党				民主党	
			踏静一岡県一浜松市西区	大阪府一池田市満寿美	東京都千代田区麹町	神奈川県相模原市緑区		三福井県福井市中央	四三三三	四三三六		横松木けんこう　謙公 （松木けんこう） 粂　勝仁
			一川兵庫町美加古	町大阪府一池田市五加古	四東京都七代田区麹町	区神奈川県相模原市緑区		八福井県四井市高木町	四三三六	四三三六		氏
			川兵庫町平野加古	町大阪府一池田市六加古	三東京都一京橋区日本橋	一山梨県一甲府市						佐藤　夕子 （佐藤ゆうこ）
			十平成二十三年五月二日									十平成二十三年五月八日
									三平成二十三年六月日			

公告

諮事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８５５号

札幌市中央区南８条西９丁目1030番地20　グランメール南８条102号

債務者　早坂　勇人

1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３号

福島県会津若松市天寧寺町２番９号

債務者　山田　忠男

1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号

群馬県高崎市下佐野町669番地１　シルクハイツＡ―15

債務者　佐々木礼美

1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１５７５号

愛知県小牧市外堀２丁目203番地　エルグランデ花塚１―Ａ号

債務者　松江きよ美

1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５８４号

名古屋市港区土古町２丁目２番地　新土古荘Ｔ―５棟204号

債務者　安田定夫こと　安　　定煥

1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４２号

名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘３棟213号

債務者　福嶋　幸一

1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６７９号

愛知県津島市永楽町１丁目39番地１　ウィステリア105号

債務者　山本夕起子（旧姓山村）

1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号

岐阜県加茂郡東白川村越原843番地１

債務者　中村　忠男

1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部